

ISPM5「植物検疫用語集」

2017年の加盟国協議（2017年7月～9月）において我が国から提出したコメントの反映状況（各国・地域から約50のコメントが提出）

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要	③ 協議後の変更点の概要
<p data-bbox="152 422 672 459">2. 3 “quarantine（検疫）” の定義</p> <p data-bbox="152 475 779 603">検査、試験、処理、観察又は調査のための規制品目、有害動植物又は有用生物の公的な制限</p> <p data-bbox="152 810 582 847">2. 4 “test（検定）” の定義</p> <p data-bbox="152 863 779 1086">有害動植物が存在するか判定し、有害動植物を同定し又は植物検疫規則に適合していることを判定するための、植物、植物生産物、あるいはその他の規制品目の目視以外の公的な試験</p>	<p data-bbox="801 475 1438 699">規制対象外の有害動植物に対して公的な封じ込めをするケースは存在しないと考えられることから、対象を規制有害動植物にすべきとして、「有害動植物」を「規制有害動植物」に修正。</p>	<p data-bbox="1458 475 1848 512"><u>我が国のコメントについて</u></p> <ul data-bbox="1458 528 2094 699" style="list-style-type: none"> ・修正なし（規制有害動植物か非規制有害動植物かを判断するために有害動植物に公的制限をかけることは認められるべきであるとの理由）。 <p data-bbox="1458 863 1877 900"><u>他国のコメントに基づく変更</u></p> <ul data-bbox="1458 916 2094 1038" style="list-style-type: none"> ・文言の意図をより適切に表現するため、「植物検疫規則」を「特定の植物検疫要件」に修正。